

中国最新法律 Newsletter

Vol.20



Contents

1

コンプライアンス・不祥事対応

中国事業の不正リスク対応(2)
～中国子会社との情報共有の円滑化～



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第17回
～医薬品、化粧品、医療機器の品質安全実施主体责任監督管理規定の施行～



3

新法紹介

- 1 「個人情報越境移転標準契約弁法」
- 2 株式発行登録制の全面的実施に関する関連規則
- 3 「国务院機構改革方案」
- 4 「上海市就業促進条例」



4

中国からの風便り

春は政治の季節



5

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介



中国事業の不正リスク対応(2) ～中国子会社との情報共有の円滑化～

弁護士法人大江橋法律事務所
松井 衡

PROFILE

前回に引き続き、近年の中国子会社における不正調査の課題を検討します。今回取り上げるのは、不正会計の疑いが生じた中国の連結対象子会社が、親会社主導の不正調査に協力せず、証拠隠滅などもあったと報告されたRV社の事案（「RV社事案」）です。その結果として、日本本社の決算手続に支障が生じました。これを、2020年9月及び同年11月に開示された調査報告書¹に基づいて分析します。なお、本稿で使用する略語のうち、「RV社」とは、RV社事案の調査を実施した東京証券取引所上場企業を指します。本原稿で定義する以外の略語は、脚注1に示すRV社特別調査委員会の調査報告書の定義によります。

一、RV社事案の概要

1. RV社事案の調査開始の経緯

RV社は、当時中国で、冷凍野菜、水産加工品、コーagenの製造・販売を営む100%子会社（連結子会社）のQF食品有限公司（以下、「QF社」といいます。）を支配していたところ、同社の①冷凍エビの加工販売取引の実在性、及び②棚卸資産の評価等に疑いが生じた事案です。

RV社の本事案にかかる適時開示を順番に見ると、まず2020年5月26日に、コロナ禍もあり、連結子会社であるQF社で追加監査が必要となり、連結決算手続に通常より時間がかかるとの開示がされます。同年7月20日に、RV社はその会計監査人から、QF社のエビ加工品販売の取引（以下、「①取引」といいます。）について、監査意見を表明するに足る十分な監査証拠を得られていない旨の通知を受けました。それ迄に、同会計監査人は、監査における不正リスク対応基準²に沿った対応に着手していたと考えられます。RV社は、同年7月27日に、特別調査委員会を設置して①取引等の調査を行うことを決定します。

2. 特別調査委員会による第1次調査結果と当該調査の過程で判明したQF社の問題

同委員会による調査の結果として、当該取引の相手A社は、QF社と緊密な関係にある複合企業であるBグループの代表者が2018年12月の取引の開始直前に設立した会社であり、その実質的な経営者が法定代表者と異なる可能性がある等、実態が見えないこと、信用調査等を行った形跡もなかったことが報告されています。A社との取引は、2019年度のQF社の売上の7割を占めるに至ったが、結局当該取引の実在性を確認できる証憑を確認できない結果に終わり、2018年度の一部に加えて2019年の連結売上のうち、123億51百万円を取消し、その原価相当分である120億円余を特別損失として計上し、同期の純損失は78億51百万円に至りました³。

本件では、親会社が、調査のために現地法人に対して、関係者のヒアリング及びデジタルフォレンジックを何度も要請したにもかかわらず、現地法人副総経理が国家機密、社内の共産党委員会に関係する情報の存在、従業員のプライバシー等を理由に拒絶した旨が報告書に記載された点も注目を集めました。①報告書には、QF社の主要メンバーが特別調査委員会からのヒアリングに事実上対応しなかったことに加え、デジタルフォレンジックのためのPCの提出についても、上記の理由をもって拒絶し、十分な調査はできなかった、との記載があります⁴。

3. 新たな疑惑と特別調査委員会による第2次調査の実施

ところが問題は①取引の疑義にとどまりませんでした。当初の調査が実施されていた2020年7月に、中国の市場監督管理局も、QF社に対する立入検査を実施していました。QF社は、検査で賞味期限切れを指摘された冷凍食品の滞留在庫を、RV社に報告せずに廉価処分したた

¹ 本稿の内容は、RV社が行った適時開示のうち、2020年9月23日付の報告書の開示 http://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/200923_1.pdf（以下、「①報告書」といいます。）及び2020年11月13日付の報告書の開示 <https://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/20201113.pdf>（以下、「②報告書」といいます。）等の開示で示された事実関係に依拠します。

² 本連載の前回（2023年2月号）記事 https://www.ohebash.com/jp/newsletter/CNL07_10_mat_sui_2302.pdf をご参照ください。

³ 2020年9月30日提出のRV社第84期有価証券報告書等

⁴ ①報告書3頁等には、RV社による証拠収集の困難さにかかる記述として、「(QF社設立以来の総経理で①取引に関する事実関係を一番よく知る)「FA氏は調査開始後間もなく体調悪化による入院を理由として出社しなくなり、QF社側で調査への対応の中心人物が不在の状態となり、・・・財務部部長のFC氏は体調不良を理由に、また出納担当者FD氏は家

庭内の事情等を理由に休みがちとなり、・・・他の財務部スタッフも調査期間中に一部の資料提出を拒む姿勢を継続した」とあります。さらに、QF社の事業状況の証拠となるデジタルフォレンジック調査について、「QF社には会社のサーバーが存在せず役員はフリーメールを業務利用しており、また、業務で利用するPCについてIT担当者による管理もされていないため、個々の業務用PCについて役員員の同意を得てデータを保全する必要があった(が)・・・総経理代行として調査対応の責任者となった副総経理であるFE氏から実施を拒絶された。・・・当委員会としては複数回にわたり説得を試みたが、・・・実施を断念した。・・・本件取引の相手方については、一定の範囲でインタビューを実施することができたが、当委員会からの質問に対して十分な回答を得るには至らず、また、本件取引に関する証憑類の提出を依頼したが、仕入先1社から出荷関連の証憑の一部のサンプルを取得した以外は拒否された。」との記載があります。

め、更に26億円の営業損失を発生させていたことが後から発覚しました。この間、RV社は、当該廉価処分的事实と営業損失を把握しておらず、その結果、過大な在庫計上の疑いが生じたのです。

そのため、同年10月7日に再度特別調査委員会が設置され、改めて調査を実施したところ、在庫処分は先入先出法によるべきなのに、（実際と異なる）古いロットの原材料の記録から順番に消し込んでいたことや、IT等による在庫管理もなされていなかったことが判明します。東京証券取引所は、これら2つの連続した調査による有価証券報告書等の提出遅延をうけ、一時的に（2020年10月15日～29日）RV社株式を監理銘柄に指定しました。

このような在庫管理をふくむ内部統制環境にかかる親会社RV社の関与について、①報告書では、QF社の業績は、（1994年のRV社による買収以来、）「安定的に推移し、黒字経営が継続していた。しかし、輸出債権の回収遅延による貸倒引当金の計上等により、ここ3年ほど（注：2016年以降）は赤字が継続している。なお、RV社においては、2017年頃からQF社の銀行借入れについてQF社と共同して交渉に当たるようになり、同年7月には親会社保証（2020年6月残高：7,195百万円）をし（た）」との記載もあります。さらに、RV社経理部にはQF社担当チームが存在し、月次でQF社の経営活動を把握したほか、QF社から月次報告（財務諸表・CF）を受け、資金繰りを支援していました。このように、親会社のRV社は、QF社の業績が赤字に転落した2016年以降、QF社の財務にも相当程度関与してきたようです。それにもかかわらず、脚注4の通り、①報告書によれば、RV社からの①取引に関する証憑類の提出依頼に対して、QF社が仕入先1社から出荷関連の証憑の一部のサンプルを提出した以外は拒否したとあり、RV社はQF社をして、その財務資料をRV社に提供させることができなかったようです。

二、日本企業（親会社）によるその中国子会社の内部統制への関与

1. 子会社の内部統制システムと親会社の役割

RV社の事例を参考として、子会社を含むグループ内部統制システムの構築における親会社の役割・責任を整理しておきます。

親会社と子会社は別の法人です。そもそも、親子間での管理監督のあり方は、子会社を買収されたのか、もともと親会社の一部門であったのか、合併なのか、支配権がどの程度あるか、子会社取締役がどの程度独立性があるか、といった関係により、多様でありえます。そのため、親会社が子会社を具体的にどのように

管理監督するか、すなわちグループ内部統制システムの整備については、親会社本体の内部統制システムよりも広範な裁量が認められるべきとされ、親会社はそれなりのグループ内部統制システムを整備しておれば、その点について、親会社のCEOや取締役の法的責任が問題となることは基本的にないとされています。

一方で、親会社が子会社を活用して事業展開する以上、親会社取締役の義務には、親会社が構築したグループ内部統制システムに適合的な内部統制システムを子会社が構築するよう、指導監督することが含まれる、ともされています。そして、親会社が構築したグループ内部統制システムが不適切な場合はもちろん、それなりのグループ内部統制システムを構築しているとしても、子会社におけるその運用が適切さを欠いている場合、親会社のCEOや担当取締役の指導監督義務違反が問題となりうるとされています。以下では、この観点からRV社事案を検討します。

2. RV社事案の報告書が指摘するRV社グループ・ガバナンス不全の原因

RV社事案において、現地法人QF社に対するガバナンスの不全が生じた原因については、①及び②報告書の両方で、複合的な原因が指摘された上で、その改善策が提示されています。

まず、QF社が構築してきたその内部統制システム及びRV社が構築してきたグループ内部統制システムは、QF社が買収されたことなど固有の経緯に照らしてそれぞれの取締役・董事らにより構築されてきたと思われ

ます。この点、①報告書は、「RV社は、QF社を買収して以来、事業上の関係が希薄であったことから、現地経営に委ねることを基本的な方針としてきた背景もあり、QF社においては上場企業であるRV社のグループ企業であるという意識は希薄である。本調査においても、RV社からの要請がQF社において必ずしも適切に履行されず、そのことが調査における重要な制約となった⁵⁾」との記載があります。さらに、②報告書は、「（親会社RV社と子会社QF社とのレポーティング・ラインについて、RV社）会長のRB氏とFA氏との間の属人的信頼関係に基づく単線のラインしか機能していなかった。組織的に行われるべき子会社管理においては異常な状態であった⁶⁾。」「買収後25年以上経過しているにも関わらず、長年にわたりQF社のマネジメントを（設立以来の総経理である）FA氏に強く依存させ、親会社としてあるべきガバナンス・管理体制の構築ができなままとなって（いた）⁷⁾」と、あります。

さらに、RV社とQF社間では、QF社が赤字となった2017年以降、RV社がQF社の銀行借入を保証し、RV社

⁵⁾①報告書 27頁

⁶⁾②報告書 24頁及び25頁

⁷⁾②報告書 27頁

が親子ローンも提供し、RV社の経理部がQF社から資金繰りの報告を受けてモニタしていたことも指摘されています⁸。このように、親会社から子会社に対して資金面のコミットメントがなされた事実は、親会社が子会社の指導監督を強化する契機として機能しえたと思われれます。

そして、これら2つの報告書は、QF社の業績が悪化し、RV社がその財務に関与した以降もグループとしての管理体制の強化がなされずに放置され、QF社においてモラルハザードを生じさせた可能性があったことを指摘しています。

3. 中国子会社で不正の疑いが生じた際の親会社による調査を円滑に行うための準備

RV社事案では、完全子会社のQF社が、その親会社のRV社が実施した連結計算書類の虚偽表示の疑いに係る調査への協力を相当な程度まで拒絶したとされています。このような事態は異常にも見えますが、実は日本企業の在外現地法人管理の盲点を示唆しているようにも思います。ここでは、一般論としてRV社で起きたような調査の障害を予防する方法を考えます。

上記二、1. のとおり、親会社にはグループ内部統制システムの構築について、比較的広い裁量が認められています。それなりの制度を構築していたとしても、子会社におけるその運用が適切さを欠いている場合等にはそれを是正する必要があります。

RV社においては、親会社と子会社間のレポート・ラインを属人的なラインに依存していたとされており、連結子会社から親会社へ財務関連の情報等を適時に報告する体制の構築等が不十分であった可能性があります。

まず、親会社は子会社に対して、法律上、あらゆる情報を当然に請求する権利が存在しているわけではありません。中国会社法の下でも、株主は、会社に対して、会計帳簿等の特定のアイテムの閲覧請求権を有するにすぎません（中国会社法33条等）。また、実務では、人事権を掌握している親会社が選任・派遣する董事や総経理等の役員等を通じて「事実上の支配力」のもとで、資料や情報を収集していることも多くありま

す。

しかし、子会社の総経理や董事長等の高級幹部が不正行為をしている疑いがあるような場合には、親会社による事実上の支配力に依拠した子会社情報へのアクセスが機能しないことがあります。例えば、親会社の調査担当部署が子会社との共同調査のために、子会社の当該不正にかかる証拠資料を占有しているような担当部署に対して直接、調査への協力を指示しようにも、そのための法律上の根拠が当然に用意されているわけではありません。子会社の担当部署としては、他に何らの手当もなされていない状況では、上司である総経理等の意向に抗って親会社の指示に従うこともしくくなります。このような場合に備え、「事実上の支配力に基づく管理」を「法的な管理」に移行しておくためには、親会社が子会社に対して情報提供を要求できる権利や内部監査を実施できる権利を、親会社と子会社間の経営管理契約やグループ会社管理規程（子会社も書面で同意するもの）に定めます。さらに、子会社の社内規程においても、当該アクセス要請に対応する義務や部署を定めること等を通じて、子会社の調査担当者をして、必ずしも自社の代表者や上司の指揮命令や個別の同意がなくても、親会社の調査担当部署の指示に従って資料の収集・提供等の調査活動に協力できることの根拠を定めることも有用です。親会社による調査の実効性を担保するためには、有事に備えた規定の制定及びその運用を定着させる必要があります。

なお、RV社事案の報告書には、そのグループ会社管理規程にこれらの規定があったかについては記載がありません⁹。一方で、前述したとおり、①報告書には、QF社の副総経理が、親会社からの資料提出要請について「国家機密が存在する可能性、社内の共産党委員会に關係する情報の存在、従業員のプライバシー等」を理由に拒絶し、十分な調査ができなかった旨の記載があります。このような調査協力への拒絶に対する対応策については、改めて次回以降に検討します。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

⁸ ①報告書7頁及び24頁

⁹ ①報告書別紙1でRV社関係会社管理規程が調査対象とされ、本文23頁に調査結果の記載がありますが、書類提出義務にかかる記載等はありません。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第17回

～医薬品、化粧品、医療機器の品質安全実施主体责任監督管理規定の施行～



弁護士法人大江橋法律事務所

高槻史

PROFILE

1. 品質安全実施主体责任

2022年12月29日に、医薬品、化粧品、医療機器のMAHによる品質安全管理規制として、「医薬品上市許可所有者の品質安全実施主体责任監督管理規定」、「企業の化粧品品質安全実施主体责任実務監督管理規定」、「企業の医療機器品質安全実施主体责任実務監督管理規定」がそれぞれ制定され、2023年3月1日から施行された。

同規定は、食品についての「企業の食品安全実施主体责任監督管理規定」（2022年9月30日制定、2022年11月1日）と合わせて、

二品一機（「食品」と「医薬品・化粧品・医療機器」の二品と一機（工業製品）の品質安全責任者制度の導入の流れに沿って、各製品の基本法・実施条例・GMP等の内容に沿って制定されている（なお、工業製品についての規定は意見募集段階である）。

2. 三規定の概要

医薬品、化粧品、医療機器の品質安全実施主体は、各製品の上市許可所有者（MAH）であり、本三規定の概要は以下の通りである。

〈医薬品〉

| | |
|-----------|--|
| 適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 中国国内MAH、中国国内において品質主体责任を履行する海外MAH¹ |
| キーパーソン | <ul style="list-style-type: none"> 生産責任者、品質責任者、品質授権者、PV責任者の配置（いずれもフルタイム就業） 就任資格は、薬品管理法・GMP・GVP等の条件合致が必要 生産責任者と品質責任者の兼任禁止 品目の数量、企業規模等に応じて品質授権者を複数配置することができるが、その場合は各自の職権分担の明確化等が必要 |
| 委託生産 | <ul style="list-style-type: none"> 医薬品生産企業の工場出荷判定規定の整備義務、MAHの上市出荷判定実施義務（生産企業の生産記録、検査記録、偏差（逸脱）調査等に対する監査実施） 生産委託による生産を行う場合のMAHの原材料供給業者に対する評価承認、変更時の審査確認、上市判定、年度報告等の義務 |
| 品質責任者 | <ul style="list-style-type: none"> 品質責任者による少なくとも四半期毎の重複するリスク、新規発見リスクに関する検討、改善予防措置案の制定 企業責任者による品質責任者に対する定期的な聴取、記録の保存 |
| 研修教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 研究開発、生産、品質管理、販売管理、PV、上市後研究の担当者に対する就任前研修、継続研修案・計画の制定、実施、研修記録等の保存、研修成果についての定期評価 |
| 賠償責任能力の維持 | <ul style="list-style-type: none"> MAHの賠償責任に関する管理手続・制度の保持、賠償責任能力（リスクレベル・市場規模・人身損害賠償基準等の要素に応じた相応の賠償能力）の具備に関する証明又は相応の商業保険契約等の保有 |

¹ なお、海外 MAH が、国外で品質主体责任を実施する場合についてはまだ制定されていない。但し、薬品管理法や GMP 等への合致は海外 MAH についても求められており、基本的には本規定の内容を参照することが求められていく可能性が高いと考えられる。

《医療機器》

| | |
|---------|--|
| 適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ■ MAH、受託生産企業、販売企業が中国国内で品質安全責任を実施する場合に適用される |
| キーパーソン | <ul style="list-style-type: none"> ■ MAH及び受託生産企業については、企業法定代表者（又は主要責任者）、管理者代表（上級管理職、確定後15日以内に監督管理部門に届出）、品質管理部門責任者（中間管理職）が主要なキーパーソンとして位置づけられている。 ■ 第二類、第三類医療機器の生産している場合、管理者代表は医療機器関連の専門団額本科及び祖それ以上の学歴又は中級以上の技術職資格を有し、かつ3年以上の品質管理又は生産、技術管理業務の業務経験を有さなければならない（第一類については、大学専門課程及びそれ以上の学歴、3年以上の医療機器生産企業における職歴）が、5年以上の医療機器品質管理又は生産技術管理経験を有し、当該企業の製品、生産、品質管理状況を熟知し、実績により良好な職務遂行能力を証明できる管理者代表については学歴・職歴要件を緩和することができる）。 ■ 品質管理部門責任者と生産部門責任者の兼任禁止、企業規模等に応じて管理者代表と品質管理部門責任者の兼任可 ■ 販売企業（卸）については、企業法定代表者（又は主要責任者）、品質責任者の配置が必要 |
| 委託生産 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機器生産企業の工場出荷判定規定の整備義務、MAHの上市出荷判定実施義務 ■ 生産委託による生産を行う場合のMAHの委託生産企業に対する評価承認、定期的な現場監査、受託生産企業からの再委託の禁止 |
| 意見聴取 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法定代表者（又は主要責任者）による、少なくとも四半期毎の管理者代表及び品質管理部門責任者に対する意見聴取、会議記録の保存 |
| 研修教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 品質安全関連職務の担当者に対する継続研修実施、研修記録等の保存 |

《化粧品》

| | |
|------------------|--|
| 適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ■ MAH及び生産受託企業が中国国内において品質安全責任を実施する場合に適用される |
| キーパーソン | <ul style="list-style-type: none"> ■ 法定代表者が全面的に企業の品質管理体制の構築、維持について責任を負う。（法定代表者は、社内の他の者に書面により委託して当該業務を実施させることはできる）。 ■ 品質安全責任者の配置（化粧品、化学、化学工業、医学、薬学、食品、公共衛生又は法学等の化粧品品質安全の関連専門知識を具備し、関連する法律法規、強制性国家基準、技術規範に通じ、かつ、5年以上の化粧品生産又は品質管理経験を有すること） |
| 品質安全責任者による審査確認制度 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 化粧品登記／届出前の資料審査確認制度：製品の当初の登記／届出時、登記届出変更、登記延長時に、品質安全責任者が製品名称、配合、製品に実施している基準、標識、製品検査報告、安全評価等の登記届出資料、効能効果表示資料の適法性、真実性、科学性、整合性などについて審査確認を行う。 ■ 普通化粧品について年度報告を行う際、品質安全責任者は年度報告書について審査確認を行う。 ■ 生産ロット毎の出荷判定及び記録 ■ 後発事象調査制度（サンプリング調査結果の基準違反、不良反応等の発見時の調査） ■ 定期自主検査制度（年に1回の自主検査） |
| 研修教育の実施、記録 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 品質安全責任者の研修訓練（少なくとも年40時間以上） |

- 法定代表者、品質安全責任者等の設置変更、職責、職責の履行状況、考課評価、研修訓練状況及び品質安全責任者の意見・提案状況、リスクコントロールの管理体制の執行状況の記録（記録は少なくとも2年保存）

上記の通り、三規定の内容については、これまでに制定された薬品管理法等の規定内容と合致しており、各企業が実施すべき事項に大きな変更はないが、関連規定が整備されたことに伴い、各地の薬品監督管理部門による各企業に対する検査実施は本格化していくものと考えられ、行政検査を想定し

た社内規則、出荷判定規則、内部監査報告、後発事象・不良反応関連の報告、各キーパーソン・品質管理部門の従業員への研修等の各項目の記録の作成・保存にも留意していく必要があると思われる。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

新法紹介

- 1 「個人情報越境移転標準契約弁法」
- 2 株式発行登録制の全面的実施に関する関連規則
- 3 「国务院機構改革方案」
- 4 「上海市就業促進条例」

1. 「個人情報越境移転標準契約弁法」

国家インターネット情報弁公室（CAC）は、2023年2月24日付けで、部門規則である「個人情報越境移転標準契約弁法」（以下「本弁法」という。）を公布した。本弁法では、本弁法の適用要件、所管部門への届出の要求、契約のサンプル等が規定され、安全評価審査の申告要件を満たさない個人情報の越境活動に対する規制が本格的に始動することになる。

まず本弁法の適用要件に関しては、中国域外へ個人情報を提供する場合に中国域内の個人情報処理者と中国域外の提供先との間で標準契約を締結するルートを採用する場合に適用され、且つ個人情報処理者について以下の要件をいずれも満たさなければならない。①重要情報インフラ運営者（CII）でないこと、②処理する個人情報が100万人分を越えていないこと、③前年度1月1日より、中国域外へ提供した個人情報の数が累計で10万人分を超えていないこと、④前年度1月1日より、中国域外へ提供したセンシティブ個人情報の数が累計で1万人分を超えていないこと。

次に所管部門への届出の要求について、個人情報処理者は個人情報を越境移転する前に個人情報保護の影響評価（PIA）を実施しなければならない。個人情報処理者は、標準契約が発効した日から10営業日以内に、当該標準契約並びにPIAの報告書をもって所在地の省レベルのインターネット情報部門にて届け出ることが求められる。また、標準契約の有効期間中、①域外へ提供する個人情報の目的、範囲、種類、センシティブの程度、方法、保存場所又は域外移転先が個人情報を処理する用途、方法が変わった場合、又は個人情報の保存期間を延長する場合、②域外移転先の所在国又は所在地区における個人情報保護の政策及び法令にて個人情報の権益に影響しうる変更が発生した場合、③その他の個人情報の権益に影響しうる場合、のいずれかが発生した場合、個人情報処理者は改めてPIAを実施した上、補充契約を締結し又は新たな標準契約を締結し、且つ相応の届出手続を履行する必要があるとされている。

なお、去年7月に公開された本弁法の意見募集稿と比べ、個人情報処理者は越境移転のデータ量を分けること等の手段を使って、法に基づく越境移転安全評価を回避し、標準契約締結の形で個人情報を越境移転してはならないと明記されている。

最後に、本弁法は2023年6月1日に施行予定であり、更に施行日か

ら6ヶ月間の是正期間が設けられている。そのため、中国域外との間で個人情報の越境活動を行う場合、当該是正期間内において個人情報処理者が本弁法に合致しない個人情報越境移転の行為を是正しなければならない。

URL：http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm

（国家インターネット情報弁公室2023年2月24日公布、同年6月1日施行）

2. 株式発行登録制の全面的実施に関する関連規則

中国証券監督管理委員会（中国証監会）は、2023年2月1日、株式発行登録制の全面的実施に関する「新規公開株（IPO）の登録管理弁法」等一連の関連規則の意見募集稿を公開し、それらの案について同年2月16日を締切期間として、パブリックコメントを募集していた。そして、中国証監会は、翌日の2月17日にそれらの一連規則の正式版を公布し、施行した。証券取引所、全国中小企業譲渡システム有限責任公司、中国証券登記結算有限責任公司、中国証券金融股份有限公司、証券業協会も同日にて登録制に対応する関連規則やルールを公開し、制度を健全化した。

今回、株式発行登録制の全面的実施とともに施行された規則・ルールは計165部で、そのうちの57部は中国証監会によって出され、残りの108部は証券取引所等によって公開されたものである。その内容は、発行条件、登録手続、保証推薦・引受、重大資産の再編、監督管理・法執行、投資者保護等各方面に及んでいる。特に以下の内容については、特に注目されている。

- ① 旧制度において会社に対して求められた上場の条件を簡素化・最適化し、認可制の下で規定された発行条件をできるだけ情報開示への要求に転換したこと、
- ② 登録の手続を完備し、中国証監会発行審査委員会及び上場会社買収再編審査委員会を廃止したこと、
- ③ 株式の販売引受制度を最適化し、新株の発行価格、規模等に対して行政的制限をすべて撤廃したこと
- ④ 上場会社の重大資産再編の制度を完備したこと
- ⑤ 監督管理及び法執行並びに投資者への保護に注力すること

これらの規則・ルールの実施によって、中国はようやく全面的な株式発行登録制の時代を迎えたといえる。

URL：<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7123213/content.shtml>

(中国証券監督管理委員会等2023年2月17日公布、同日施行)

3. 「國務院機構改革方案」

第14期全国人民代表大会は、第1回目の全体会議にて「國務院機構改革方案」に関して審議し、その決定を可決した。今回の國務院機構改革は、科学技術、金融監督管理、データ管理、農村振興、知的財産権、高齢化対策などの重点分野における機構の職責の最適化と調整を目的とするものといえる。当該方案は、國務院の機構再編を巡り、合計13項目の改革措置を打ち出したが、主な内容は以下の通りである。

① 科学技術部の再構築

ハイテク発展及び産業化計画及び政策の策定、国レベルの科技園区の建設、科技サービス業、技術市場、科技仲介組織の発展に対する指導等の具体的な管理職責を工業及び情報化部に移転し、また海外の知識人材の導入を担当する職責を人的資源社会保障部に移転する（いわゆる「外国専門家局」が人的資源社会保障部に移管される）。

② 国家金融監督管理総局の設立

証券業以外の金融業界への監督管理を統一的に担当させるために、従来の中国銀行保険監督管理委員会を廃止した上で、國務院の直屬機構として国家金融監督管理総局を設立する。金融グループ会社への日常的監督管理の職責及び金融消費者保護の職責を中国人民銀行から、投資者保護の職責を中国証券監督管理委員会から、それぞれ国家金融監督管理総局に移転する。

③ 国家データ局の設立

データセキュリティの保持、業界データの監督管理、情報化発展、デジタル政府構築などの現行の活動構造の全体的な安定を前提に、データ資源の統合・共有と開発・利用の関連職責を集中させるため、国家データ局を設立する。国家發展改革委員会が管理する国家局として、データ基礎制度構築の調整・推進を担当し、デジタル中国、デジタル経済、デジタル社会の計画・建設を統一的に推進する。

④ 国家知的財産権局を國務院直屬機構に格上げ

国家知的財産権局を国家市場監督管理総局が管理する国家局（副部レベル）から國務院直屬機構（正部レベル）に調整する。商標や特許などの分野における法執行の職責は引き続き市場監督管理総合法執行チームが担当する。関連法執行活動は国家知的財産権の専門的な指導を受ける。

⑤ 中国証券監督管理委員会を國務院直屬機構に調整

中国証券監督管理委員会を國務院直屬事業単位から國務院直屬機構に調整し、更に元々国家發展及び改革委員会が担当していた企業債券発行の審査・認可職責を中国証券監督管理委員会に組み込む。

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/11/content_5745977.htm

(全国人民代表大会2023年3月10日公布、同日施行)

4 「上海市就業促進条例」

上海市人民代表大会は「上海市就業促進条例」を2023年2月25日付けで公布し、同年3月1日から施行した。当該条例は、計11章、81条から構成され、政策支援、起業支援、雇用平等、就業のためのサービス・管理、職業教育・訓練などの内容を含んでいる。同条例では、①使用者が性別を理由に、女性応募者を拒否し、又は女性応募者に対する雇用基準を引き上げてはならないこと、②労働契約書、サービス契約書及び社内規則の中において女性従業員の結婚、生育等の権利を制限すると定めてはならないこと、③労働者が伝染病病原体の保有者であること又は伝染病を患ったことを理由に雇用を拒否してはならず、労働者が伝染病を患っていることを理由に労働契約を解除してはならないことが明確にされた。

URL：<http://www.spccs.sh.cn/n8347/n8467/ulai252760.html>

(上海市人民代表大会2023年2月25日公布、同年3月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

春は政治の季節



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

3月に入ると少しずつ春の訪れを感じますが、中国ではこの時期に、毎年恒例の中国最大の政治イベントである全国人民代表大会、いわゆる全人代が開催され、政治の季節を迎えます。今年も3月5日に第14期全人代の第1回会議が開幕し、同月13日に閉幕しました。

全人代は毎年3月初めから約10日間前後の日程で、中国人民政治協商会議（いわゆる政協）とともに開催されますが、その年の実質GDP成長目標のパーセンテージや首相による政府活動報告の内容が注目を集め、メディア等では政府活動報告の中で繰り返された言葉の回数で中国政府が重視する政策ポイントを推測するといったこともされます。特に今年は、習近平氏が昨年10月に共産党総書記に再選されて初めての全人代であり、また3期連続で国家主席に選任されるため、中国政府の人事などに注目が集まっていました。

全人代は中国の国会として立法権を行使しますが、その代表は、各省、自治区、直轄市及び特別行政区並びに人民解放軍から選出されます。また50以上の民族から構成される中国では、少数民族の存在も無視することができず、憲法において、いずれの少数民族もすべて適切な定数の代表を持つことが保障されています。

テレビ等で全人代が開催されている人民大会堂の様子

が放送されると、非常に多くの代表が参列している映像を目にします。全人代の代表についても選挙法という法律で定数を定めており、3000人を超えてはならないと明記されています。さすがに人口14億人の国だけあって代表数も桁違いですが、中国の約10分の1の人口の日本の国会議員数が現在は衆参合わせて713人いることを考えると、全人代の代表数が少ないように思えますし、逆に国会議員の数が多すぎるようにも思えます。

全人代の開催中、上海でも駐在員の間で実質GDP成長目標の数値や誰がどのポストに就くのかといった話題で盛り上がるがありますが、街中で全人代の開催を感じさせる雰囲気は殆どありません。これに対し、開催地である北京では、多くの場所で交通規制があり日頃の渋滞に拍車がかかるうえ、ホテルなども予約しづらくなり、街の雰囲気が一変します。

今回の全人代について、個人的には、5年ぶりに中国の政府にあたる国务院の組織機構改革方案が出され、新たに国家データ局が国家発展改革委員会の管轄下に設立されることになったことから、最近、日本企業の間でも話題になることが多い中国でのデータ管理政策について今後の動向が気になるころではあります。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介

1 近時行われたセミナー

テーマ：【オンラインセミナー】中国現地法人に潜む不正発見のための実務上の留意点

日時：2023年03月14日(火) 16時00分～17時30分

講演者：竹田 昌史

主催：ウエストロー・ジャパン株式会社・弁護士法人大江橋法律事務所 共催

<https://www.ohebashi.com/jp/seminar/year/2023/20230314WL.php>

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。